

新屋地区土地区画整理事業の都市計画変更の概要

本市では、長期にわたって未着手となっている土地区画整理事業の未施行区域について順次見直しを行うこととしており、このたび、「新屋地区土地区画整理事業」について、その必要性や実現性を検証し、説明会や意見募集による意見を踏まえ、本市の見直し方針となる「評価カルテ」を作成したところです。

評価カルテでは、新屋地区土地区画整理事業の未施行区域を廃止する方針としており、このたび、この方針に基づく都市計画変更手続きに着手することとしました。

1 都市計画の概要

名称：新屋地区土地区画整理事業

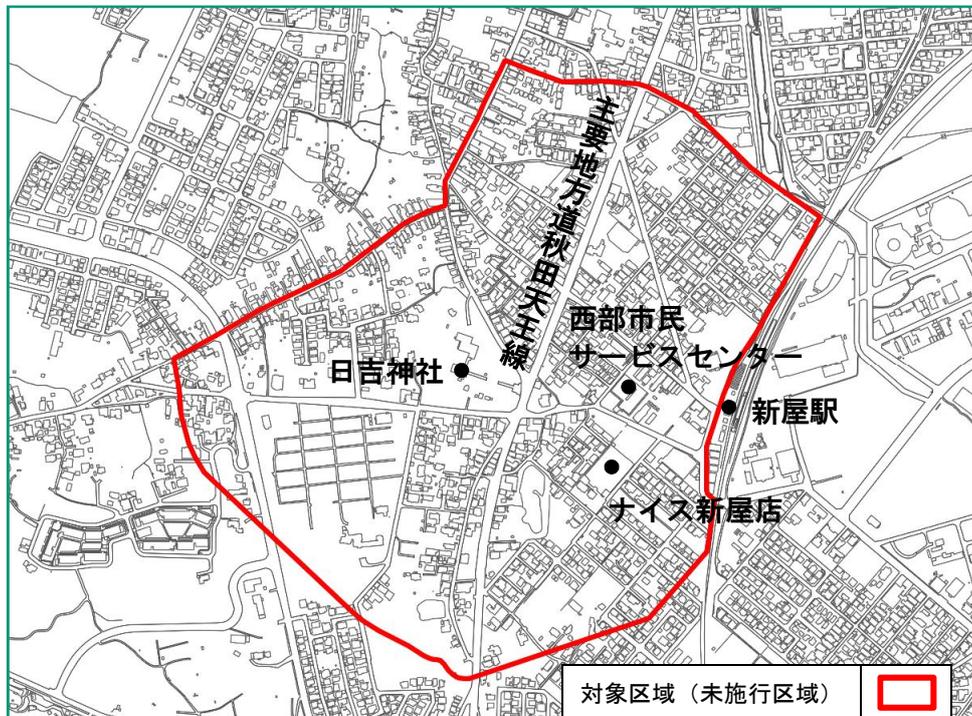
決定年月日：昭和29年7月5日

決定面積：62.8ha

目的：大正6年から実施された雄物川大改修工事により発展を遂げていた茨島工場地帯の隣接地であり、将来的な住宅需要を見込み、住宅街の整備を目的として昭和29年に都市計画決定したものです。

2 都市計画変更の対象区域（未施行区域）

新屋扇町、新屋表町、新屋比内町および新屋日吉町地内（62.8ha）



3 都市計画変更の内容

新屋地区土地区画整理事業の未施行区域の廃止

4 これまでの経緯と今後のスケジュール

今後のスケジュール（予定）は以下のとおりです。

手続の種別	時期	事項
見直し方針の決定 (経緯)	令和4年11月22日 11月24日 11月28日	評価カルテ（原案）の説明会を開催
	令和4年12月19日 ～令和5年1月19日	評価カルテ（原案）の意見募集（30日間）
	令和5年3月27日	秋田市都市計画審議会を開催 (評価カルテについて)
	令和5年4月7日	見直し方針を決定（未施行区域の廃止）
都市計画変更	令和5年8月2日	都市計画変更原案の説明 (説明会の開催)
	令和5年9月下旬 ～10月上旬	都市計画変更案の縦覧 ・意見書の提出が可能
	令和5年11月中旬	秋田市都市計画審議会を開催 (都市計画変更案について)
	令和5年11月下旬	秋田県との協議
	令和5年12月下旬	都市計画変更の告示 (未施行区域の廃止)

今後の手続においては、皆様が秋田市に対し意見を提出できる機会がありますので、広報あきたやホームページ等を活用し、適宜周知を行います。

よくある質問

Q. 都市計画変更（未施行区域の廃止）を行うことにより、現状の生活環境に変化はありますか？

今回の都市計画変更は、土地区画整理事業の未施行区域を廃止しようとするものであり、都市計画変更により現状の生活環境が変化することはありません。

Q. 何のために都市計画変更を行うのですか？

将来的な住宅需要を見込んで都市計画決定された新屋地区土地区画整理事業は、社会情勢の変化や市街化の進展等によってその必要性が問われており、長期未着手の状況下では、土地所有者等の関係者が、将来の見通しを立てにくいという問題もあることから、今回の都市計画変更に至ったものです。